

資料編

■ 基本構想 ※平成14年作成時の記載内容です

第1節 長期計画とは

第2節 基本構想の背景と目的

第3節 理念と役割

第4節 将来都市像と基本目標

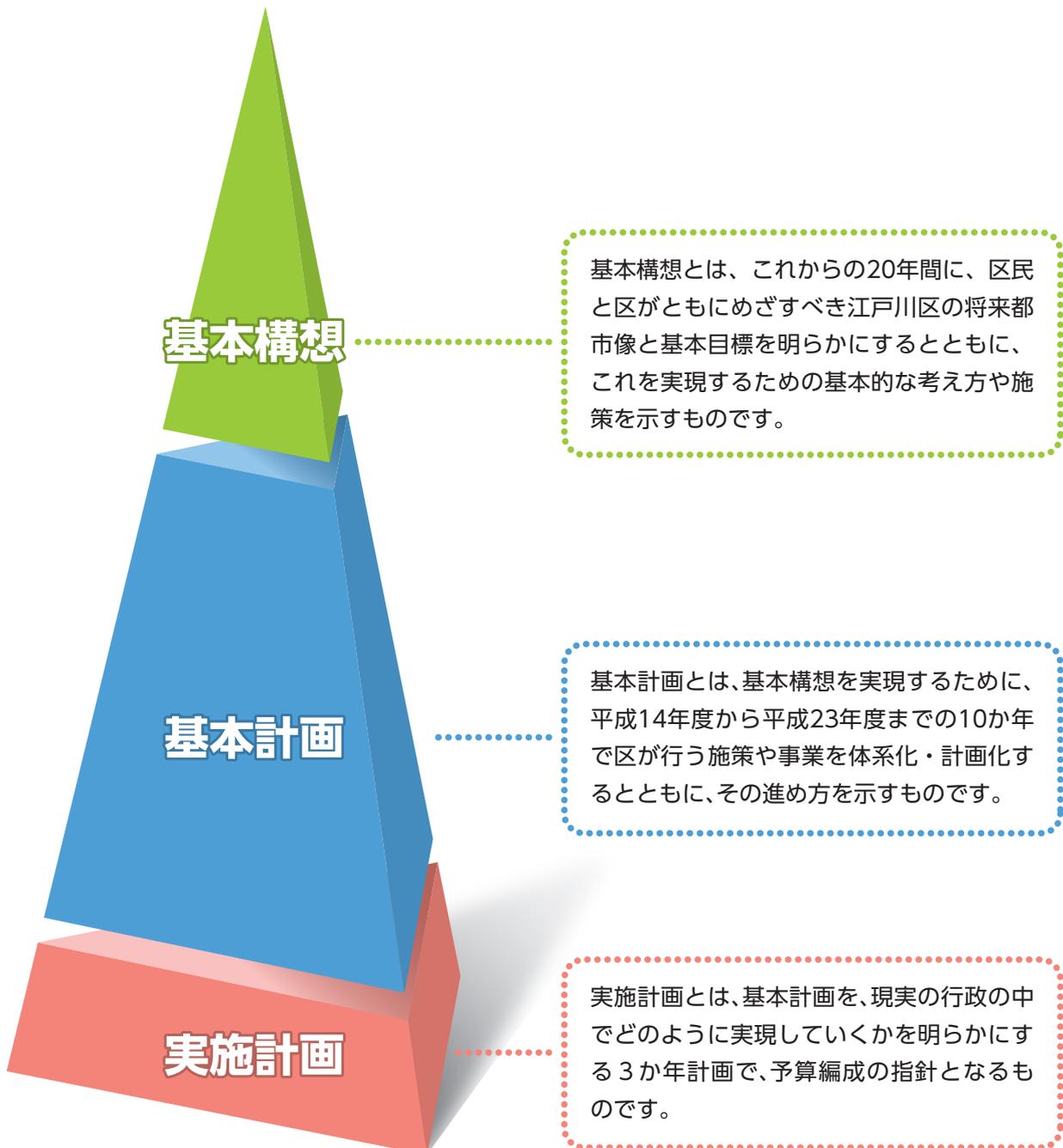
■ 江戸川区 基本計画(後期)策定経過

■ 江戸川区基本計画策定検討委員会設置要綱

■ 江戸川区基本計画策定検討委員会委員名簿

第1節 長期計画とは

1. 区民と区がパートナーシップに基づき、協働して、まちづくりを進めていくための指針です。
2. 区の実行財政の計画的運営の指針です。
3. 国や都、事業者などが進める計画や事業などを調整し、誘導していくための指針です。



第2節 基本構想の背景と目的

1 これまでの歩みと江戸川区の特長

(1) 江戸川区の成り立ちと歩み

江戸川区は、昭和7年、東京市に併合され、人口10万人で誕生しました。その後、第二次大戦の戦禍や戦後の2度にわたる水禍などによる苦難の時代を経て、昭和30年代には急激な都市化を迫られ、それにとまなうゆがみは「雨がふれば水浸し」に象徴されました。

そのようななかで、昭和41年に「江戸川区総合開発基本計画」を、昭和50年に「江戸川区長期総合計画（太陽とみどりの人間都市構想）」を策定しました。これらに基づき、江戸川区が発展する基礎をなした土地区画整理事業^{※1}をはじめ、地下鉄東西線、新宿線の建設、環状7号線などの幹線道路の整備、葛西沖埋め立て事業、下水道事業などを着々と推進し、都市基盤の整備と充実を進めました。

同時に、先進的な福祉施策の展開や区民生活を快適で豊かにする親水公園、区民施設などが建設され、文化・スポーツ、コミュニティ活動が活発に行われるなど、区民は江戸川区に住むことの楽しさと誇りを高めていきました。

さらに、昭和60年には「職住近接型の活力ある新しい都市を基盤とし、豊かな文化と人間性に支えられた健康で快適な地域社会」を将来像とする「江戸川区長期計画（豊かな活力と文化のまち）」を策定しました。それまでのまちづくりを新たな視点から見直し、職住近接という江戸川区の特長を最大限に活かした計画です。

以来、この構想・計画の実現のため、区と区民はともに力をあわせて取り組み、今日の江戸川区が築かれてきているのです。

(2) 江戸川区の特長

今日、江戸川区は人口64万人を超える全国有数の大都市に発展しています。

江戸川区はその名のとおり、江戸川をはじめ荒川や中川、新中川、新川などの豊かな河川と東京湾に面した水辺の都市です。さらに、全国で初めて親水公園を創造し、豊かな水と緑とがたくみに共生している都市でもあります。

また、本区は、首都圏の中心に位置し、区内に5本の鉄道が走り、高速道路、主要幹線道路、その他都市計画道路の整備が進み、東京都心に15分程度でいけるという立地の良さもあります。

さらに、市街地形成の歴史や交通網の充実などにより、戸建て中心のまち、高層住宅中心のまち、昔ながらの商店街のあるまち、ものづくりを支える工場が集まったまち、農業や花卉栽培が行われているまちといった、地域ごとに個性のちがう顔をもつ、多様性のある都市でもあります。

住んでいる人々に目を向けると、4千を超える区民の自主的な文化・スポーツ団体があることからわかるように、人と人とのつながりが強く、町会・自治会などのコミュニティがしっかりしています。

特筆すべきことは、日本中で子どもの数が減っているなかで、区内のいたるところで子どもの元気な声が聞こえる子どもの多いまちであり、これからも子どもが増えていくという見通しがあるということです。子どもを産み育てる地域活性化の一翼を担う世代が多く、都市の活力を高めていくともいえます。多くの子どもたちは野球・サッカーや柔剣道などのスポーツや子ども会活動などを行い、これを地域で熱心に指導する大人たちがいることも江戸川区の大きな特長です。

このような特長を背景に、平成12年に実施した区民世論調査では、江戸川区での定住希望をもつ人が8割以上もいました。区民の方々が江戸川区に住む喜びや誇りを深めつつあるといてもよいでしょう。

※1「土地区画整理事業」…土地所有者などから土地の一部を提供してもらい、道路や公園などに活用し、市街地を面的に整備することで居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化し利用増進を図ることを目的とした事業のこと。

第2節 基本構想の背景と目的

2 受け止めるべき時代の潮流

基本構想を策定するにあたり、次のような時代の潮流や変化を受け止める必要があります。

(1) 少子・高齢化

平均寿命がのびる一方で、生まれる子どもの数が減少するため、人口全体に占める高齢の人々の割合が増加する高齢化が本格的に進みます。わが国の高齢化の速さは世界の中でも有数であり、平成27年(2015年)には、ほぼ4人に1人が65歳以上になるといわれています。このようななかで、高齢の人々が社会で元気に活動できることの重要性が高まっています。

(2) 子どもの教育

社会全体に道徳心や規範意識の低下傾向が見られ、他者を思いやる気持ちに乏しい子ども、欲望や衝動を抑制できない子どもが増加しています。このため、子どもの教育の観点から家庭・学校・地域社会のあり方が問われています。

(3) 価値観やライフスタイル^{*1}の多様化

ものが豊かになるとともに、ものよりも心の豊かさやゆとり、生活の質を大切にするように変わってきています。また、自分の生活や自由時間をより大切にするようになるとともに、生活が24時間化されていくなど価値観やライフスタイルの多様化が進み、身のまわりへの関心が高まり、ボランティアやNPO^{*2}など、区民の社会への参加意欲が高まっています。

(4) 高度情報化と地球規模の交流

インターネット^{*3}や携帯電話などが一般家庭にも急速に広がるなど、高度情報化が進み、仕事のやり方や買い物、人と人の付き合い方などの日常生活が変わり、私たちの暮らしや社会が大きく変化していきます。また、高度情報化や高速交通機関の発達などにより、人やもの、カネ、情報が自由に国境を越え、行き来する地球規模の交流が進展します。文化や国籍の異なる人たちとの交流・相互理解がいつそう求められます。

(5) 地球環境問題と安心・安全への関心の高まり

増え続けるごみの問題や、都市活動のために発生する炭酸ガスなどによって大気平均気温が上昇する温暖化、石油・石炭の大量消費、熱帯林などの地球資源の枯渇など、地球環境問題が生じています。これは、人類だけでなく、生き物すべてにかかわる大きな問題であり、的確な対応が何より重要な課題です。

また、阪神・淡路大震災や多発する犯罪などを背景として、安心・安全への関心が高まり、安心して暮らせる安全なまちづくりが強く求められています。

(6) ソフト化・サービス化の進行と経済競争の激化

20世紀までの工業化社会が成熟し、ものやエネルギーの価値に対し、情報やサービスの価値がますます高まっています。これとともに、製造業(ものづくり産業)でも情報集約度を高めるソフト化が進行し、産業構造面では製造業中心からサービス産業中心へと移るサービス化が進行しています。

また、地球規模での市場競争の激化など、日本経済をとりまく環境の変化により、生活や事業活動すべてに新しい発想が求められています。

※1 **「ライフスタイル」**…生活様式(暮らしぶり)。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

※2 **「NPO」**…Nonprofit(またはNo-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

※3 **「インターネット」**…世界中のさまざまなコンピュータネットワークが相互に接続されることにより形成された情報ネットワーク。

3 基本構想策定の基本姿勢(新しい時代に向かって)

以上のような時代の変化を受けて、私たちの暮らしは豊かになり、便利になる反面、解決すべきさまざまな課題もできます。このような変化を恐れることなく、しっかりと受け止め、新しいまちづくりのための機会(チャンス)としてとらえていく必要があります。

また、時代は地方分権へ大きく動いています。23区においては、特別区制度改革が実現し、基礎的な自治体としての江戸川区の役割はますます大きくなるとともに、これまで以上に区民主体の個性あるまちづくりが求められています。区民自らが地域のことを考え、行動していけるしくみや体制を整えていくことが大切です。また、区民の総意を基盤に、区民と区がそれぞれの役割に応じた新たなパートナーシップ^{※1}を構築していくことが重要です。

このような中、江戸川区の特長を活かして、全国自治体の先駆けとなるような、先進的なさまざまな事業を展開し、希望にあふれ、生きる喜びを実感できる江戸川区をつくっていく必要があります。

そのために、先人たちがまちづくりに注いだ情熱を受けつぐとともに、勇気をもって、古い殻を突き破り、新たな時代に広く英知を結集し、未知なる未来に向けて新しい基本構想を策定します。

※1 「パートナーシップ」…提携、協力関係、連合。共通の目的のために共同で取り組む相互関係。

第3節 理念と役割

1 理念

基本構想の理念は、江戸川区の将来の理想を表現するとともに、江戸川区のまちづくりを進めるすべての人々が念頭におかなければならない基本的考え方です。

この基本構想では、昭和60年の基本構想の理念（「人間性の尊重」、「自立と連帯」）を継承しつつ、新しい時代に向かって、新しい視点を加えて次のように定めます。

(1) 自立した個人

今後、高度情報化やソフト化・サービス化などが進み、価値観やライフスタイルもさらに多様化していきます。そのような時代にいっそう求められるのは、区民一人ひとりが、生涯をとおして学び、自らの人格を高め、生きる知恵を身につけることです。そのような生き方をとおして、豊かな個性を発揮できるたくましさやさしさをもった、バランス感覚のある「自立」した個人が多く育っていくことができます。そのような個人の力を発揮でき、活力あふれる、ともに生きる地域社会を築いていくことが重要です。

(2) つながりと信頼

高度情報化や科学技術の進歩などにより社会が便利になっても、「人と人が信頼しあい支えあう」ということが何より大切です。自らの幸せを求めるだけでなく、他者を思いやり、その幸せを願うとともに、お互いの個性を尊重し、活かしあうという気持ちがこれまで以上に大切です。

家庭のきずなを基本とし、区民一人ひとりがつながりと信頼をもち、互いに助けあい、地域社会に貢献することが大切です。

江戸川区は、町会や自治会、サークル、ボランティアなどの地域における活動が活発です。今後の新しい時代のなかで、区民と区がパートナーとなり、更にあたたかみのある、安心できる地域社会を築いていくことが重要です。

(3) 地球人としての発想

地球環境は、生きとし生けるものにとって共有のかけがえのないものです。江戸川区においても、地球環境に対する責任を自覚し、区民自らの知恵と行動により環境への負荷を減らし、この豊かな地球環境を次世代へと引き継いでいかなければなりません。

区民一人ひとりが世界へ目を広げて、国籍や文化の違いをこえ、世界の人々との交流を深め、互いに理解しあい、地球とともに生きるという「地球人」としての発想をもつことが大切です。

そして、さまざまな情報が、地球規模で収集・発信され一体化が進むなかで、日本だけでなく世界の知恵に学ぶとともに、江戸川区の知恵を世界に発信していき、区民参加による創造的な活動を展開することが重要です。

2 性格と役割

この基本構想は、おおむね2020年頃の、区民と区がともに達成すべき江戸川区のまちづくりの将来目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方や基本的施策を示すものです。

また、この構想に示される目標は、区民一人ひとりがまちづくりに取り組んでいくうえでの指針でもあり、区民と区がともに達成していくべきものです。

さらに、この構想は、江戸川区に関連する計画の策定や事業の実施にあたって尊重すべき指針としての役割をもつものです。そして、広域で取り組むことでより実効性が高まる課題については、区の主体性を確保しつつ、国や都、周辺自治体、関係団体などと相互調整し、役割分担をしながら連携していきます。

第4節 将来都市像と基本目標

1 将来都市像

この基本構想における2020年頃の江戸川区のめざすべき将来都市像を、これまでの歩みと江戸川区の特長、これからの時代の潮流を踏まえて、基本理念のもと、次のように定めます。

創造性豊かな文化はぐくむ
水辺と緑かがやく
安心と活力ある
生きる喜びを実感できる都市



2 将来都市像を実現するための基本目標

新しい江戸川区の将来都市像を実現するため、次のように基本目標を定めます。

(1) 人間性豊かに 未来を担う人が育つ はつらつとしたまち

いつの時代でも、子どもは家庭、地域社会、人類の宝であり、希望といえます。子どもが夢をもち、個性や能力を伸ばし、自主性、自律性を高め、社会性に富み、人間性豊かに育つ、はつらつとしたまちをつくりまします。

(2) 学びと協働で 区民文化はぐくむ ふれあいのまち

大きく変わる時代に、生涯にわたって学び、自分以外の人のために活動し、誇りと満足感に満ちたものにするとともに、男女が互いに尊重しあうことで、区民生活がより豊かで彩りのあるものとなる、江戸川区らしい文化はぐくむ、ふれあいのまちをつくりまします。

(3) すこやかに 安心して暮らせ 生涯活躍できる いきいきとしたまち

健康は、自分らしく生き、自分の人生をより良く生きるための大きな条件です。生きる意欲が健康をもたらし、健康が生きる意欲につながります。高齢の人々や障害のある人々が、いつまでも住み慣れた地域社会で、安心して生きがいをもって生活していける、いきいきとしたまちをつくりまします。

(4) 自然豊かな 地球環境にやさしい やすらぎのまち

区民一人ひとりが地球人としての意識をもつために学び、地球環境に負荷の少ないライフスタイル^{*1}へ転換するとともに、水と緑豊かで、生物が息づく自然と区民生活が共生する、やすらぎのまちをつくりまします。

(5) 都市と産業が共存共栄する 活力に満ちた にぎわいのあるまち

都市が産業を育てるという理念のもと、区内産業の特徴を時代の要請にあわせて発展させ、世界に通用する競争力を高めます。都市と産業が共存共栄できる、にぎわいのあるまちをつくりまします。

(6) 楽しい暮らしを支え 安全 快適で 美しい魅力あふれる うるおいのまち

暮らしやすさや快適さを高めるため、都市基盤の充実と質の向上を図ります。また、地域の資源と個性を活かした魅力あふれる、区民が誇りと愛着をもって住み続けられる、安全、快適で、美しい、うるおいのまちをつくりまします。

*1 **【ライフスタイル】**…生活様式(暮らしぶり)。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

江戸川区 基本計画(後期)の策定経過

(1) 江戸川区基本計画策定検討委員会

江戸川区基本計画(後期)について、計画素案の検討を行いました。

(2) 策定経過

開催回	開催日	内容
第1回	平成23年6月22日(水)	会長の互選及び検討委員会の運営
第2回	平成23年7月25日(月)	重点施策及び施策体系の検討
第3回	平成23年9月14日(水)	計画素案の検討
第4回	平成23年11月18日(金)	意見公募の結果
第5回	平成24年1月6日(金)	計画(案)の確認

江戸川区基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江戸川区後期基本計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、計画を検討するため、江戸川区基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって構成し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 別表に掲げる分野を代表する者
- (3) 区民
- (4) 区議会議員
- (5) 区職員

2 前項第3号の委員は、公募によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(報償)

第7条 委員(第3条第5号の区職員を除く。)に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部企画課企画担当係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

別表 (第3条関係)

分野の名称
町会自治会分野
産業分野
医療・福祉分野
教育分野

江戸川区基本計画策定検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分		氏名	所属等
学識経験者		白木 三秀(委員長)	早稲田大学
		横山 和子	東洋学園大学
分野代表	町会自治会分野	西野 博	江戸川区連合町会連絡協議会
	産業分野	横山 巖	(社)江戸川工場協会
	医療・福祉分野	浅岡 善雄	(社)江戸川区医師会
	教育分野	大矢 貫	元区立小学校PTA連合協議会
区民		岩楯 松江	公募
		廣脇 歩	公募
区議会議員		島村 和成	区議会議長
		竹内 進	区議会副議長
区職員		山崎 求	副区長
		浅野 潤一	教育長